

2024年度 第3回
一般社団法人 日本学生卓球連盟 理事会開催のご案内
議題資料

- 1、会議名 2024年度 第3回 一般社団法人 日本学生卓球連盟 理事会
- 2、日時 2024年10月28日(月)15:00～16:30 予定
- 3、場所 所沢市民体育館 第1会議室
〒359-0042 埼玉県所沢市並木5丁目3番地 TEL 04-2991-1181
- 4、方法 現地出席 または WEB（電磁的方法）による。

※以下のURLよりお入りください。

<https://zoom.us/j/91218456494?pwd=vlzQSIiWXIV5HgDH4m7wbdlIRaZK9bT.1>

5、議題

【報告事項】

- ①第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部) 報告
- ②2024年度水害・震災復興支援卓球講習交流会 報告
- ④2024韓国・日本大学生卓球交流戦 準備状況報告
- ⑤第20回全日本学生選抜卓球選手権大会 準備状況報告
- ⑥2024日本・ポーランド女子学生選抜卓球交流事業 準備状況報告
- ⑦JTTA関係 報告
- ⑧その他

【協議事項】

- ①2025年度事業計画
- ②2025ドイツユニバに向けた取り組みについて
- ③2026年度事業計画
- ④法人化に伴う、法務・会計事務所との契約について
- ⑤規約改定の確認の件
- ⑥その他

【報告事項】

①第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部) 報告

- ・2024年7月4日(木)～7日日(日)
- ・大阪府堺市立大浜体育館(大浜だいしんアリーナ)
- ・優勝校・男子-愛知工業大学(10回目)、女子-筑波大学(初優勝)
- ・結果詳細は『関西学生卓球連盟ホームページ』参照
- ➡関西学連-木村幹事長より報告

◎別紙①2024年度事業計画、別紙②2025事業計画(案)参照

↳ P.6

↳ P.7

②2024年度水害・震災復興支援卓球講習交流会(熊本県) 報告

- ・2024年10月11日(金)～13日(土)
- ・2024年10月11日(金)-熊本市にて、熊本県卓・加藤理事長・高木珠江副会長、高木誠也副理事長と会食
- ・10月12日(土)-講習会1日目・嘉島町民体育館
- ・10月13日(日)-講習会2日目・多良木町体育館
- ・板垣理事長、鄭強化委員長、池田強化委員、米田幹事長より報告

◎別紙③ 参照

↳ P.8~

③第90回全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部) 状況報告

- ・2024年10月28(月)～31日(木)開催中
- ・関東学連-眞木幹事長より報告

④2024韓国・日本大学生卓球交流戦 準備状況報告

※加盟校各位 ➡

◎別紙④ 参照

- ・2024年11月5日(火)前泊～10日(日)
- ・交流戦 11月7日(木)、8日(金)
- ・韓国・済州自治道 西帰浦市多目的体育館
- ・宿泊-JEJU HOTEL THE M 14 Taepyeong-ro 353beong-gil
TEL 82-64-735-6000

↳ P.10~

・スタッフ

チームリーダー	板垣 賢一	理事長
ヘッドコーチ	鄭 泰 應	副理事長・強化委員長・関東学連理事長
コーチ	藤倉 健太	常任理事・強化委員・北海道学連理事長
総務	五十嵐みゆき	書記・日本大学3年
選手(男子①)	手塚 峻馬	明治大学
選手(男子②)	泊 航太	日本体育大学
選手(男子③)	三浦 裕大	筑波大学
選手(男子④)	青山 貴大	中央大学
選手(男子⑤)	中村 煌和	愛知工業大学
選手(男子⑥)	加山 雅樹	日本大学
選手(女子①)	出澤 杏佳	専修大学
選手(女子②)	枝廣 愛	中央大学
選手(女子③)	青井さくら	筑波大学
選手(女子④)	吉井 亜紀	同志社大学
選手(女子⑤)	牧野 里菜	筑波大学
選手(女子⑥)	首藤 成美	専修大学

➡鄭副理事長、藤倉常任理事より抱負

⑤第20回全日本学生選抜卓球選手権大会 準備状況報告

- ・2024年11月22日(金)～24日(日)
 - ・新潟市東総合スポーツセンター
 - ・11月22日(金) 第1ステージ組み合わせ抽選
 - ・11月23日(土) 開会式～第1ステージ～終了後、第2ステージ組み合わせ抽選
 - ・11月24日(日)第2ステージ～決勝、閉会式
- ➡北信越学連一萩幹事長より報告

⑥2024日本・ポーランド女子学生選抜卓球交流事業 準備状況報告

- ・12月4日(水)～9日(月)
 - ・交流戦(団体戦)12月5日(木) 早稲田大学
 - ・交流戦(個人戦)12月6日(金) 大正大学
 - ・別紙実施要項参照
- ➡板垣理事長より準備状況報告

◎別紙⑤ 参照

↳p.15～

⑦JTТА関係 報告

- ・JTТА指導者のスポーツ倫理と責任に関する啓発ステートメント
2024.9.24・添付参照
 - ・JTТАスポーツ団体ガバナンスコード遵守状況に関する自己説明及び公表内容
2024.10.21・添付参照
 - ・「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」・スポーツ省長官
2018.6.15
- ➡葛西副会長より説明

◎別紙⑥-1 参照

p.18～

◎別紙⑥-2 参照

p.19～

◎別紙⑥-3 参照

p.27～

⑧その他

【協議事項】

①2025年度事業計画

・2025年度事業計画(案)参照

・主要主催3大会の準備状況について ※各支部学連より報告

・インカレ (東海学連)	7月3日(木)～6日(日)	三重県 四日市市総合体育館
・全日学 (関西学連)	10月23日(木)～26日(日) 10月31日(金)～11月3日(月)	大阪府 堺市立大浜体育館
・選抜 (九州学連)	11月22日(金)～24日	福岡県 北九州市立総合体育館

・主要主催3大会の使用ボールについて ※板垣理事長より提案

四日市インカレ	堺全日学	北九州選抜
(株)タマス	日本卓球(株)	(株)VICTAS

◎確認事項

・主管支部に対する主管費は、**本年度2024年度の支出より**

インカレ	1,800,000-	
全日学	1,800,000-	
選抜	1,400,000-	⇒2024. 3.9改定

・主催3大会の各主管学連に対する他8支部からの『広告料』の変更について**2025年度より変更。**

インカレ	20,000-	
全日学	20,000-	
選抜	30,000-	⇒2024.7.4改定

・全日本学生選抜選手権大会の推薦出場の見直しについて

前年度ベスト8を、次年度の推薦出場とした。事業実施細則は中村副理事長と米田幹事長が確認～改定し、**2024年度より**採用することを確認。 ⇒2024.7.4改定

⇒以上、確認のため記載しました。

②2025ドイツユニバに向けた取り組みについて

・代表選手選考会実施要項参照

・事前合宿等

⇒鄭副理事長より提案

◎別紙◎ 参照

③2026年度事業計画

・2026年度事業計画(案)参照

⇒板垣理事長より提案

④法人化に伴う、法務・会計事務所との契約について

・現在、代表者変更および理事の変更準備中。

※顧問契約書(案)⇒

◎別紙⑦参照

・7月初旬より、(株)オフィス921 という法務・会計事務所と打ち合わせを開始し、法人税を過去2年分納付。なんとか滞納は免れたが、今後特に商業行為をした場合等、安心してやっていけないと考え、指導を受けることにしたい。費用は、月額 17,500円(半額相当)、年額 210,000円となります。通常の諮問は費用は発生しないが、法的手続きや、立ち会いいも含め、費用はかかるが事務員を雇う等、業務が改善されるまでの間は、顧問契約を締結したい。 ※顧問契約書(案)参照

⑤規約改定確認の件

・事業計画の件でも触れたが、現場で納得したものがはっきりした変更になっていないと言われる事項があり、議事録をみて思い出すもの、改定日が曖昧なもの(現場では理解していたが?) 本当に申し訳ありませんが、詰めをしっかりとしましょう。よろしくお願いします。

・通信制大学生の登録について

基本的に認める方向で進める。(特に話題となる件については、個別に判断する。)

⇒7月4日理事会承認、2025年度～改定

・その他

以上

◎2024年度 一般社団法人 日本学生卓球連盟 事業計画(案)

2024年10月26日現在

事業名	期日	会場
日学連講習会(北信越学連)	2/20(月)～23(金)	男子 北陸大学薬学部体育館 女子 金城大学体育館
日学連講習会(中国学連)	3月6日(水)～8日	広島県北広島町 広島県東広島運動公園
日本リーグ・日学連・高体連合同強化事業	4月12日(金)～14日(日) ※日本リーグ2024年度不参加	群馬県桐生市 桐生ガススポーツセンター
2024アジア卓球選手権大会(個人戦) 代表選手選考会	6月20日(木)～21日(金)	北区 赤羽体育館
第93回 全日本大学総合卓球選手権大会 (団体の部)	7月4日(木)～7日(日) ※パリオリンピック7/26(金)～8/11(日)	大阪府堺市立大浜体育館 大浜だいしんアリーナ
日学連(豪雨水害・地震災害)復興支援講習会	10月12日(土)～13日(日)	12日 熊本県 嘉島町民体育館 13日 熊本県 多良木町体育館
第90回 全日本大学総合卓球選手権大会 (個人の部)	10月28日(月)～31(木)	埼玉県所沢市 所沢市民体育館
2024 韓国・日本大学生卓球交流戦	11月6日(水)～10日(日)	韓国 済州特別自治道 西帰浦市多目的体育館
第20回全日本学生選抜卓球選手権大会	11月22日(金)～24日(日)	新潟県新潟市 新潟市東総合スポーツセンター
ポーランド女子代表・日学連代表	12月4日(水)～9日(月)	5日 早稲田大学体育館 6日 大正大学体育館

※支部学連における『講習会』について開催の希望があれば申し出てください。選手の派遣、主管費(50,000-)の支給が受けられます。

©2025年度 一般社団法人 日本学生卓球連盟 事業計画(案)

2024年10月26日現在

事業名	期日	会場
FISUユニバーシティゲームズ (2025・ドイツラインルール) 代表選手選考会	2月27日(木)～28日(金)	東京都北区 赤羽体育館
日学連講習会(北信越学連)	未定	未定
日学連講習会(中国学連)	未定	未定
日本リーグ・日学連・高体連合同強化事業	4月上旬～中旬	東京都 ナショナルトレーニングセンター
2025 日本・韓国大学生卓球交流戦	未定	日本(予定)
第94回 全日本大学総合卓球選手権大会 (団体の部)	7月3日(木)～6日(日)	三重県四日市市 四日市市総合体育館
FISUワールドユニバーシティゲームズ (2025・ドイツラインルール) 本戦	7月16日(水)～27日(日)	ドイツ・ラインルール都市圏 デュッセルドルフ
第91回 全日本大学総合卓球選手権大会 (個人の部)	①10月23日(木)～26日(日) ②10月31日(金)～11月3日(月)	大阪府堺市立大浜体育館 大浜だいしんアリーナ
第21回 全日本学生選抜卓球選手権大会	11月21日(金)～23日(日)	福岡県北九州市 北九州市立総合体育館
日学連復興支援講習会	未定	未定
日学連国際交流 強化事業	未定	未定

※支部学連における『講習会』について開催の希望があれば申し出てください。選手の派遣、主管費(50,000-)の支給が受けられます。

講師・スタッフ紹介

※ 1・名前 2・役職 3・出身校

◎ 講師

1. 鄭 泰應 (チョン テウン)

2. (一社)日本学生卓球連盟 強化委員長 日本体育大学教授 3. 東北大学教育学部博士後期課程中退
- ・第31回FISUワールドユニバーシアードゲームズ2021 成都大会 チームリーダー兼総監督
 - ・全韓国卓球選手権大会 団体優勝 シングルス3位 混合ダブルス3位
 - ・韓国国民体育大会(一般の部) シングルス 優勝
 - ・韓国国民体育大会(大学の部) 団体 優勝

1. 池田 由美子 (イケダ ユミコ) 3. 大正大学出身

2. (一社)日本学生卓球連盟 強化委員、関東学生卓球連盟副会長
- ・1980年関東学生選手権シングルス2位、東日本学生選手権シングルスベスト8、全日本学生選手権3位
 - ・1982年全日本選手権シングルスベスト8、全日本社会人選手権シングルスベスト8
 - ・1982年東京選手権大会 女子シングルス第3位
 - ・1983年 世界卓球選手権日本代表

◎ (一社)日本学生卓球連盟 理事長

1. 板垣 賢一 (イタガキ ケンイチ)

2. (一社)日本学生卓球連盟 理事長 3. 専修大学出身(専修大学北上高校出身)

◎ (一社)日本学生卓球連盟 幹事長

1. 米田 裕哉 (ヨネタ ユウヤ)

2. (一社)日本学生卓球連盟 幹事長 3. 明治大学3年(秋田県立秋田高校出身)

♠ 男子選手

○ 平賀 龍生 (ヒラガ リュウセイ) 明治大学4年(大分県明豊高校出身)

- ・2021年関東学生選手権大会男子シングルス3位、2022年関東学生リーグ春秋優勝(秋は殊勲賞)

○ 泊 航太 (トマリ コウタ) 日本体育大学4年(福岡県希望が丘高校出身)

- ・2023年全日本大学総合選手権(個人の部)ベスト8、2023年全日本学生選抜選手権ベスト8



♥ 女子選手

○ 佐藤 瑠衣 (サトウ ルイ) 東洋大学3年(熊本県慶誠高校出身)

- ・全日本大学総合選手権(団体の部)2022年、2023年 3位、2023年関東学生新人女子ダブルス3位

○ 吉松 寿莉 (ヨシマツ コトリ) 中央大学2年(熊本県開新高校出身)

- ・2023年春季関東学生卓球リーグ1位、2023年秋季関東学生卓球リーグ1位

【式次第】

1. 開会のことば 熊本県卓球協会会長 松本 秀幸 様
2. ご挨拶 (一社)日本学生卓球連盟理事長 板垣 賢一 様
3. 講師紹介 (一社)日本学生卓球連盟 鄭 泰應 先生
(一社)日本学生卓球連盟 池田 由美子 先生
4. 学生紹介
5. 講習会 10:00~12:05
◎技術講習メニュー (時間内で調整します)
6. じゃんけん大会 12:05~12:30
7. 記念撮影
8. 閉会のことば

※ 時間の許す範囲でサイン会を行います。

《 講 習 会 内 容 》

司会：人吉市卓球協会理事長 深水 晃 様

【式次第】

1. 開会のことば 人吉市卓球協会会長 秋山 員儀 様
2. ご挨拶 (一社)日本学生卓球連盟理事長 板垣 賢一 様
3. 講師紹介 (一社)日本学生卓球連盟 鄭 泰應 先生
(一社)日本学生卓球連盟 池田 由美子 先生
4. 学生紹介
5. 講習会 9:45~11:50
◎技術講習メニュー (時間内で調整します)
6. じゃんけん大会 11:50~12:10
7. 記念撮影
8. 閉会のことば

※ 時間の許す範囲でサイン会を行います。

MEMO

2024年 7月 6日

加盟校 各位

一般社団法人 日本学生卓球連盟

理事長 板垣 賢一
強化委員長 鄭 泰應

7月4日開催の『第2回理事会』に決議された事項について

昨日開催された、第2回理事会で以下の事項が決議されました。該当者は責任を持った対応をお願いいたします。

記

- 1、第20回全日本学生選抜卓球選手権大会、への 11月22日(金)～24日(土)
①推薦出場権の承認 新潟市東スポーツセンター
・2024年度日学連・高体連合同強化事業 全体順位3位以内の者
【男子】 1位 手塚峻馬(明治大学) 3位 三浦裕大(筑波大学)
【女子】 1位 青井さくら(筑波大学) 2位 木塚陽菜(神戸松蔭女子学院大学)
3位 岡田琴菜(愛知工業大学)
※以上、男子2名、女子3名の5名を、出場権獲得 ⇒承認(報告)

②これまで前年度ランキング保持者が参加することができなかったが、事業実施細則を改定し、前年度大会ベスト8以上の選手は、翌年の参加権を得ることを承認。
2024年7月4日⇒事業実施細則改定により、本年開催の第20回新潟選抜大会より適用する。
【男子】 1位 小林広夢(日本大学) 3位 岡野俊介(朝日大学)
4位 松田歩真(明治大学) BEST8 泊航太(日本体育大学)
BEST8 伊藤礼博(日本大学)
【女子】 1位 出澤杏佳(専修大学) 2位 面田采巳(愛知工業大学)
4位 木塚陽菜(神戸松蔭女子学院大学) ※重複該当
BEST8 浅田真奈(朝日大学) BEST8 岡田琴菜(愛知工業大学) ※重複該当
※以上男子5名、女子5名(2名重複)は、本年度開催の全日学選抜の参加権を得ることを承認。
- 2、2024韓国・日本大学生卓球交流戦、への 11/6(水)～10日(日) 韓国・済州島
①選手選考基準 (男女各6名選出) (11/5大田区前泊より)
1)第89回全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部/シングルス)優勝者
【男子】 岡野俊介(朝日大学)
【女子】 出澤杏佳(専修大学)
2)第19回全日本学生選抜卓球選手権大会優勝者
【男子】 小林広夢(日本大学)
【女子】 出澤杏佳(専修大学) ※重複該当

3)2024年度日学連・高体連合同強化事業 全体順位優勝者

【男子】手塚峻馬（明治大学）

【女子】青井さくら（筑波大学）

4)第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部)優勝チームより1名

5)第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部)2位チームより1名

6)第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部)3位チームより1名

7)第93回全日本大学総合卓球選手権大会(団体の部)4位チームより1名（女子重複のため）

※以上、男女各々6名選考する。

3、2024ポーランド女子大学生選抜との国際交流事業 12月4日(水)～8日(日) 東京近郊予定

1)第90回全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)シングルス優勝者～4位までの選手を選出する。

※その他、開催地代表選手4名も選出する場合もある。

4、FISUユニバーシティーゲームズ2025ドイツ・ライン＝ルール 7月16日(水)～26日(日)

※代表選手選考基準（別紙参照）

⇒JTTA強化本部にて確認作業中。

以上

以上

追加または変更：赤色

削除：灰色

一般社団法人日本学生卓球連盟 規約

2024年（令和6年）10月28日改正

一般社団法人日本学生卓球連盟 内規

2024年（令和6年）10月28日改正

一般社団法人日本学生卓球連盟 事業実施細則

2024年（令和6年）7月4日改正



一般社団法人日本学生卓球連盟 規約

第3章 役員

第10条 本連盟に次の役員を置く。

1. 名誉会長	1名
2. 名誉顧問	1名
3. 会長	1名
4. 副会長	4名以内
5. 参事	若干名
6. 顧問	若干名
7. 参与	若干名
8. 監事	2名
9. 理事長	1名
10. 副理事長	若干名
11. 常任理事	16名
12. 幹事長	1名
13. 会計	1名
14. 書記	1名
15. 常任幹事	9名
16. 幹事	9名

第11条 前条の役員に関して

1. (8)、(4)および(9)～(16)は理事会における議決権を有し、これを理事とする。
2. (9)理事長1名、および(10)副理事長若干名は、(11)常任理事16名の中に含まれる。
3. (12)～(16)は学生役員とする。

第12条 役員の仕事は次の通りである。

1. 名誉会長、名誉顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 役員を選任は次の通りである。

1. 名誉会長・名誉顧問・参事・顧問・参与は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第14条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 名誉会長・名誉顧問・参事・顧問・参与の任期については特に定めない。

第15条 名誉会長・名誉顧問・参事・顧問・参与を除く役員は、任期の開始時点で満75歳以下でなければならない。



第4章 機 関

第19条 理事会

2. 理事会は全ての理事をもって構成する。なお名誉会長・名誉顧問・参事・顧問・参与、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第9章 附 則

第51条 本規約は、2024年（令和6年）10月28日よりこれを改正する。

一般社団法人日本学生卓球連盟 内規

第 7条 慶弔規程

2. 範囲

本規程の対象となる本連盟役員は名誉会長、名誉顧問、会長、副会長、参事・顧問・参与、監事、理事長、副理事長、常任理事とする。

第12条 内規の実施時期

本内規は、2024年（令和6年）10月28日よりこれを改正する。



2024/10/26

一般社団法人 日本学生卓球連盟
 理事長 板垣 賢一
 強化委員長 泰 慶 應

2024年 日学連女子代表・ポーランド女子学生代表 卓球交流事業
 実施要項

1、事業名 2024年 日学連女子代表・ポーランド女子学生代表 卓球交流事業

2、開催期間・行程

12月4日(水) 来日(東京成田空港着) 19時40分着(LOT社) 出迎え～ホテルへ案内
 12月5日(木) 交流試合(団体戦) 早稲田大学体育館17号館3階 新宿区西早稲田 1-6-2
 10時～11時 練習タイム 11時 休憩・昼食
 12時～ 団体戦(ポーランド 対 関東学連) 14時15分～ (ポーランド 対 日学連)
 12月6日(金) 交流試合(個人戦) 大正大学体育館 豊島区西巢鴨 3-20-2
 9時～10時 練習タイム 個人戦(第1ステージ・リーグ戦・4名×4ブロック)
 11時～13時 休憩・昼食 個人戦(第2ステージ・トーナメント戦・1位～4位トーナメント)
 ～ホテルへ戻り 18時～歓迎レセプションパーティー(西葛西予定)
 12月7日(土) 交流見学(観光) ①東京ディズニーシー 浦安市舞浜 1-14
 ②東京下町散歩 ※お任せ、または希望があれば検討します。
 12月8日(日) 交流見学(観光) ①東京下町散歩 ※お任せ、または希望があれば検討します
 12月9日(月) AM交流見学(観光)～PMフリータイム～東京成田空港へ(バス移動)見送り(20時頃失礼します)
 東京成田空港発ワルシャワ行き 23時05分発

3、参加者 【ポーランド代表選手団】

・チームリーダー	Andrzej Hrehorowicz アンジェイ・フレホロヴィチ	スポーツクラブ代表、ヴロツワフ経済大学 FISU卓球技術委員会委員長
・FISU関係	Mrian Dymalski マリアン・ディマルスキ	FISU役員 V-CE、社長
・スポーツクラブ関係	Dariusz Bator ダリウシュ・バートル	スポーツクラブマネージャー
・コーチ	Rafał Michalak ラファウ・ミハラク	コーチ
・選手①	Anna Wegrzyn アンナ・ワグレジム	ヴロツワフ経済大学・ナンバー1、パリオリンピック出場 ポーランド選手権銅メダリスト
・選手②	Julia Furman ジュリア・ファーマン	ヴロツワフ経済大学・ナンバー2 I polishリーグでプレー
・選手③	Paula Krysińska パウラ・キリシンスカ	ヴロツワフ経済大学・ナンバー3 I polishリーグでプレー
・選手④	Julia Zyna ジュリア・ジーナ	高校生・ナンバー4 II polishリーグでプレー

【一般社団法人 日本学生卓球連盟 代表選手団】

・団長	Kasai Jyunichi 葛西 順一	一般社団法人日本学生卓球連盟副会長 関東学生卓球連盟会長
-----	-------------------------	---------------------------------

・チームリーダー	Kenichi Itagaki 板垣 賢一	一般社団法人日本学生卓球連盟理事長 公益財団法人日本卓球協会理事
・ヘッドコーチ	Jung Taeung 鄭 泰應	一般社団法人日本学生卓球連盟副理事長、同強化委員長 関東学生卓球連盟理事長
・コーチ		
・コーチ		
・通訳①		
・通訳②		
・総務	米田 裕哉	一般社団法人日本学生卓球連盟幹事長 明治大学3年
・総務	山崎 響己	一般社団法人日本学生卓球連盟会計 中央大学2年
・総務	五十嵐みゆき	一般社団法人日本学生卓球連盟書記 日本大学3年
・総務	眞木七夕佳	一般社団法人日本学生卓球連盟常任幹事 日本体育大学3年
・日学連代表選手①		
・日学連代表選手②		
・日学連代表選手③		
・日学連代表選手④		

【関東学生卓球連盟代表】

・関東学連代表選手①		
・関東学連代表選手②		
・関東学連代表選手③		
・関東学連代表選手④		

【体育館使用協力校代表】

・体育館協力校代表選手①		
・体育館協力校代表選手②		
・体育館協力校代表選手③		
・体育館協力校代表選手④		

4、試合形式	<p>【団体戦】(5点制:4名出場)1)ポーランド代表、2)日学連代表、3)関東学連代表 ※3チーム参加 1)ダブルス(終了後2台進行)2)シングルス・3)シングルス、4)シングルス・5)シングルス</p> <p>【個人戦】(16名出場・4ブロックリーグ戦)～1位トーナメント～2位、3位～4位トーナメント</p>
5、使用球	(株)タマス社製 バタフライ タマス スリースターボール (ホワイト)
6、宿泊	<p>ホテルルミエール西葛西 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 6-20-3 TEL 03-5676-2711</p> <p>※役員の方で喫煙される方は申し出てください。(喫煙ルームを予約します。)</p> <p>※日本選手の参加者の中で、宿泊を希望される方は申し出てください。(12/4～7)</p> <p>⇒体育館使用協力参加の方は、6日からの参加なので、当日の試合と夜のレセプションパーティーの後泊、7日参加、7日の観光交流(東京ディズニーシー)までなので、5日の前泊と、6日、7日の交流後解散と</p>
7、連絡先	<p>本事業担当 板垣 賢一(理事長) TEL 090-6046-7661 E-Mail t.poleita@gmail.com</p> <p>連盟本部 〒150-0041 東京都渋谷区神南 1-4-2 神南ハイム 402 TEL 03-3496-9688 E-Mail japan_kanto_sttf@yahoo.co.jp</p>

以上

日本卓球協会は、卓球における健全な競技環境の構築と、選手・指導者の健やかな成長を支えるため、以下の啓発ステートメント(立場表明)を発表いたします。

【指導者のスポーツ倫理と責任に関する啓発ステートメント】

1. 敬意と尊厳の尊重

すべての卓球選手は、個々の人間として尊重される権利を有しています。またすべての指導者には、選手の尊厳を守り、人種・年齢・性別・障がい・宗教その他の状況にかかわらず、選手の健全な自己成長を促す支援を行うことが求められます。

2. 試合の公正性の確保

競技の勝敗は、選手の努力と競技力によって決定されるべきであり、試合の操作や結果の不正な調整は許されません。指導者は、フェアプレーの精神を常に選手に教え、すべての競技が公平に行われるように努めなければなりません。

3. セクシャルハラスメントの撲滅

どのような形態であれ、セクシャルハラスメントにあたる行為は許されません。指導者は、性的な言動や行為を一切行わないことはもちろん、選手のプライバシーや身体的自由を尊重しなければなりません。

4. 暴力・パワーハラスメントの防止

指導者は、自身の権力を濫用して、選手に精神的・肉体的な苦痛を与えてはなりません。選手が競技において最大限の力を発揮できる環境を提供するためには、信頼と支援に基づいた指導が不可欠です。物理的な暴力はもちろん、暴力的な言葉や態度、または不当な要求をすることは許されません。

5. コミュニケーションの透明性

指導者は、選手やその家族、そしてチームスタッフとオープンで誠実なコミュニケーションを保つことが重要です。不満や問題が生じた場合、それを適切に解決するための透明なプロセスが確保されなければなりません。

6. 教育と啓発の推進

指導者自身が常に倫理的行動に対して高い意識を持ち続けるだけでなく、選手たちにも正しい価値観を教育することが求められます。日本卓球協会は、各加盟団体と共に、定期的な研修や啓発活動を通じて、すべての関係者が健全な競技環境を築くための取り組みを行っていきます。

終わりに

私たち日本卓球協会は、卓球というスポーツが選手一人ひとりの成長と楽しさを追求できる場であり続けることを目指しています。選手と指導者が互いに敬意を持ち、スポーツインテグリティ(高潔性・健全性)の確保に努め、スポーツマンシップに基づいた競技環境を維持することが、卓球界の発展、ひいてはスポーツの社会的価値を高めることに繋がると信じています。

この啓発ステートメントは、すべての卓球人が、卓球コミュニティの一員としての責任を自覚し、今後の活動において常に意識していくべき倫理的な指針となります。

以上

公益財団法人日本卓球協会

JTFAスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況に関する自己説明及び公表内容

2024.10.21

審査項目 差し番号	原則	審査項目	自己説明	関連規程、証券簿等
1	原則1 組織運営に際する基本計画を策定し公表すべきである	(1)組織運営に際する中期的基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画であるミッション・ビジョンを策定した。(2020年3月理事会)、2021年9月にウェブサイトにて公表した。 ・計画策定にあたり、役員などからヒアリングを行い、幅広い意見を聴き取っている。 ・アクションプラン(2024年に向けた10年計画・2021年～2031年)としてJTFAプロジェクト100(ワンハンドレッド)、が2022年6月理事会で了承され、同年10月に発表された。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)中期事業計画書の策定への付随した報告書 (2)中期事業計画書の策定への付随した報告書 (3)JTFA PROJECT 100 (4)2019年度第4回理事会議事録
2	原則1 組織運営に際する基本計画を策定し公表すべきである	(2)組織運営の強化に際する人材の採用及び育成に際する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・中期事業計画アクションプランの「6-2新卒採用とプロフェッショナル人材の採用」と「6-2新卒採用業務の効率化」に記されている。 ・2019年より協会の男女比率をそれぞれにミッション・ビジョン・アクションプラン策定のため外部コンサルタントを継続採用している。(2024年現在) ・2022年4月よりデジタル人材育成のため外部専門家を業務委託として受入れている。 ・人材育成基本方針を採択した。 	(3)JTFA人材育成基本方針
3	原則1 組織運営に際する基本計画を策定し公表すべきである	(3)財務の健全性確保に際する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全般においては事業計画 収支予算を計画的に策定している。 ・予算については中期計画の範囲を定めておき、半年ごとの進捗確認と予算執行状況を把握しながら修正予算を作成し、いざいも理事会で審議、承認を行っている。 ・中長期計画アクションプラン「4-2スポーツセンターおよび施設等の拡大化」を図り健全経営の拡大化を目指している。 ・事業計画：https://jta.or.jp/plan ・財務諸表等：https://jta.or.jp/finance 	<ul style="list-style-type: none"> (1)定款 (2)2024年度事業計画書 (3)2024年度収支予算書 (4)2024年度収支予算書第1次補正 (5)業務方針書 (6)中期計画ミッション・ビジョン・アクションプラン書
4	原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の報酬を定め公表すべきである	(1)推薦の委員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2)外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設け、その達成に向けた具体的な取組を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員については役員報酬等の取組等に際する規程を策定し、外部理事の目標割合25%、女性理事の目標割合40%を策定し、2024年6月の当業において実績達成(5名のうち女性理事は6名で40%、外部理事は4名で25.7%)となり目標を達成した。 また、監理については3名のうち理事1名、取締役2名とし、うち女性1名を占めた。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)定款 (2)役員報酬等の取組等に際する規程 (3)定款等項

JTANAスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況に関する自己説明及び公表内容

2024.10.21

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	関連規程、経過書類等
5	原則2.適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成率における多様性の確保を図ること (2) 評議員会を置くNPOにおいては、外国籍役員及び女性評議員の目標割合を設定することと ともに、その達成に向けた具体的な方法を講じる	・評議員候補者選出規程と女性評議員の割合目標について、以下が目標とした。 ・評議員候補者選出規程と女性評議員の割合目標について、以下が目標とした。 ・評議員候補者選出規程と女性評議員の割合目標について、以下が目標とした。	(1) 定款 (2) 役員候補者選出規程 (3) 評議員候補者選出規程
6	原則2.適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成率における多様性の確保を図ること (2) アスリート委員会の設置し、その機能を組織運営に反映させるための具体的な方法を講じること	・アスリート委員会を設置し、第一回以上開催している。 ・アスリートの声を組織運営に反映させるため、アスリート委員長を各年、各年2名が理事に兼任している。 ・アスリート委員会の委員構成は、広くアスリートの声を反映させるべく、割合のようにより男女比、年齢構成などを考慮して、現役選手、選手を退いたアスリート監督、選手自身のコーチ兼務を承認している。委員の構成は、総会主催ではなく委員自身が人選にあたり、理事会が委員を承認している。その結果、下は22歳から上は47歳まで、女性員が75%、期役で年齢平均が25%という構成となっている。	(1) アスリート委員会規程 (2) 2020～2023年度アスリート委員会活動報告 (3) アスリート委員各名簿
7	原則2.適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(2) 理事会を適正な規模とし、業別性の確保を図ること	・理事会を業別性の確保から適正な規模とする為、2021年6月の役員会に定款第19条に定める定数20～23名を2022年6月20日から23日に改訂することができ、2022年6月20日現在、定数は23名となっている。 ・2023年度定款を改訂し、定数は20名に改訂する。	(1) 定款 (2) 2022年度役員会活動報告 (3) 役員各名簿
8	原則2.適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の候補者を選出する仕組みを定めること (4) 理事の任期に関する事項を定めること	・役員等の新任期の承認は、役員候補者の選挙に関する規程第5条第1項に規定している。 ・役員任期は、各選挙の4月1日現在においてその年齢が70歳以下であること、及び会長、副会長は候補者として、10歳以下であること。	(1) 役員候補者の選挙に関する規程

審査項目 項し番号	原則	審査項目	自己説明	関連規程、法令書録等
9	原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の年齢や性別を定める仕組みを設けること (4) 役員として10歳を超えて在任することのないよう引退年齢の上限を設けること	・役員等の新顔交代を図る仕組みは、通常5期（定款で1期2年のため10年）までを役員候補の選手層に関する規程所収候補者別に規定している。 ・2024年6月の次選において、NF向けスポーツ団体のガバナンスコード（R.3.2）が改定された「選手層に関する事項」を参考に、NF向けスポーツ団体のガバナンスコード（R.3.2）が改定された事項を参考に、及び「組織運営及び業務執行」10年を超えて引き継ぎを任せること等の観点から、選手層に関する事項において、候補者層の年齢や性別を考慮し、規定していること。この2点を明確な大綱外規程として適用し、理事会、評議員会において承認された。	1.役員候補者の選考に関する規程 (2)候補者層 (3)評議員会規程
10	原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(4) 独立した諮問機関を設け、役員候補者として候補者層を確保すること (5) NF及びその役員候補者の他構成員が選手層とされる法律を遵守するために必要な規程を整備すること	・独立した諮問機関を設け、候補者層を確保すること。 ・外部有識者、評議員をメンバーとし、7名の男女比率3割を確保とした。	1.役員候補者の選考に関する規程 (2)役員候補者選考委員会規程 (3)役員候補者選考委員会規程
11	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・基本規程、強化本部規程、五部門規程を整備している。	1.基本規程 2.強化本部規程 3.基本規程第3章「部門規程」 4.強化本部規程
12	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・基本規程所収の個人情報保護規程で整備済みである。	1.基本規程 2.個人情報保護法関連
13	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・各々の組織運営に関する規程と規程の互換性を確保済みである。	1.各組織の規程 2.各組織の規程
14	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・基本規程第5章「選手層」を確保済みである。	1.基本規程第5章「選手層」を確保済みである。
15	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・基本規程第5章「選手層」を確保済みである。	1.基本規程第5章「選手層」を確保済みである。
16	原則3 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること	・基本規程第5章「選手層」を確保済みである。	1.基本規程第5章「選手層」を確保済みである。

審査項目 並び番号	原則	審査項目	自己説明	関連規程、証拠書類等
20	原則4 コンフライアンス委員会を設置すべきである	(1) コンフライアンス委員会を設置し承認すること	・倫理・コンフライアンス委員会を設置している。 ・倫理については倫理、コンフライアンス委員規程書に明記している。 ・委員8名中、女性委員は2名	1. 倫理・コンフライアンス委員会規程 2. 倫理・コンフライアンス委員規程 3. 2021～2023年度経理委員会規程書
21	原則4 コンフライアンス委員会を設置すべきである	(2) コンフライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を選任すること	・日本スポーツ振興センターのコンフライアンス審判センターから有識者を選任している。	1. 倫理・コンフライアンス委員会規程 2. 倫理・コンフライアンス委員会規程
22	原則5 コンフライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) JF役職候補者のコンフライアンス教育を実施すること (2) 選手及び指導者向けのコンフライアンス教育を実施すること	・JOCが主催するコンフライアンス教育には参加を義務づけていると共に、ナショナルチームの各層では行動規範講座などでの研修を実施している。 ・各クラブチーム指導者の更新制度で指導者向けのコンフライアンス教育が mandatory を実施している。 2024年度：5か所（2か所）1名（1名）4名（4名）の開催日：9/8日（第1期） 2024年度：5か所（2か所）1名（1名）4名（4名）の開催日：9/8日（第1期） 2025年度：5か所（2か所）1名（1名）4名（4名）の開催日：9/8日（第1期） 2025年度：5か所（2か所）1名（1名）4名（4名）の開催日：9/8日（第1期）	1. 指導者コンフライアンス教育規程 2. 選手コンフライアンス教育規程
23	原則5 コンフライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンフライアンス教育を実施すること	・公益財団法人の2024年度更新講習会の中で審判員向けにコンフライアンス教育が mandatory を実施している。 5/23日、29日の開催予定あり。オンラインにてプロクック大会を主催で9/11開催予定	1. 審判員コンフライアンス教育規程 2. 2024年度更新講習会
24	原則6 法務、会計等の知識を有すべきである	(1) 法務、税務、会計等の専門家がサポートを日課に実施することができる体制を構築すること	・日課に法務事務所、会計事務所、弁護士事務所と契約を結んでおり、専門家のサポートを受けることができる体制を構築している。	1. 法務事務所との契約書 2. 会計事務所との契約書 3. 社会保険労務士との契約書
25	原則6 法務、会計等の知識を有すべきである	(2) 法務、税務の知識を厳密に行い、公正な会計処理を適正に行うこと	・法務部・非税務の両方による指導・助言を得て、会計処理の適正性を確保している。 ・2022～2023年度の税務処理について監査3社がうち2社に、公益財団法人として1社を派司し、上級法人に課税される。また、税務・規程に定める事項（例：大会運営に関する規定）を厳格に実施している。	1. 基本規程 2. 経理規程 3. 監査報告書
26	原則6 法務、会計等の知識を有すべきである			

JTASポニー団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況に関する自己説明及び公表内容

2024.10.21

審査項目 差し番号	原則	審査項目	自己説明	関連規程、指導書類等
37	原則1.1選手、指導者等との間の紛争の処理かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) NFにおける忠告や均等に於いて、公益財団法人日本スポーツ振興財団によるスポーツ仲協を対峙できるような紛争処理委員を定めること	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第1章第3条第3項に規定している。 基本規程第1章第26条に規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第1章第3条 基本規程第11章第26条
38	原則1.3選手、指導者等との間の紛争の処理かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) スポーツ仲協の活用が可能なことを知分対委等に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第1章第24条から26条に規定している。 処分規程は、処分対象者に対し、処分内容及び処分理由、不服申立ての方法、その手続の期限等が記載された書面に於て通知することの義務等についてはリスケ管理ガイドラインを参照する。 	<ul style="list-style-type: none"> リスケ管理ガイドライン
39	原則2.危機管理及び不祥事対応体制を整頓すべきである	(1) 有事の対応の危機管理体制を事前に常設し、危機管理マニュアルを整定する	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理規程を整備済みである。 リスケ管理ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> リスケ管理ガイドライン
40	原則2.危機管理及び不祥事対応体制を整頓すべきである	(2) 不祥事が発生した場合は、選手、役員、関係者、責任者の処分及び再発防止策の対応について検討するための危機管理委員会を設けること	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第3章第21条から第23条までに、問題発生時の対応、再発防止策、善後などを明確に定めている。 2020年1月21日の加盟団体代表者会議において、ポニー団体向けのリスケ管理ガイドラインを策定し、リスケ管理ガイドラインについて説明を行った。 加盟団体へ法人化の支援（贈与助成）を行い、2024年8月末までに34団体中32団体の法人化を完了している。 2020年度にコロナウイルス感染症拡大による大会中止で登録者の減少が大幅に増加したため定数第4次（至学）交付を申請し、77名追加加盟団体に於いて増減を実施を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第3章第21条 2024JTAS規程第13章第4条 法人化支援ガイドライン ISコロナウイルス感染症拡大による加盟団体の増減実施要領
41	原則2.危機管理及び不祥事対応体制を整頓すべきである	(3) 危機管理及び不祥事対応として加盟団体間の権限関係を明確にするとともに、地方連盟等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> JTAS基本規程第3章第21条から第23条までに、加盟団体の要件、再発防止策、善後などを明確に定めている。 2020年1月21日の加盟団体代表者会議において、ポニー団体向けのリスケ管理ガイドラインを策定し、リスケ管理ガイドラインについて説明を行った。 加盟団体へ法人化の支援（贈与助成）を行い、2024年8月末までに34団体中32団体の法人化を完了している。 2020年度にコロナウイルス感染症拡大による大会中止で登録者の減少が大幅に増加したため定数第4次（至学）交付を申請し、77名追加加盟団体に於いて増減を実施を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第3章第21条 2024JTAS規程第13章第4条 法人化支援ガイドライン ISコロナウイルス感染症拡大による加盟団体の増減実施要領
42	原則1.3地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する指導、助言及び支援を行うべきである	(2) 地方組織等の運営前に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 加盟団体による加盟団体をサポートしている。 加盟団体の代表者会議にて情報提供等を行うに法律顧問を行っている。 2021年11月20日の加盟団体代表者会議において、日本馬協会の「リスケ管理ガイドライン」及び「リスケ管理ガイドライン」について説明を行った。 2024年度、加盟団体の代表者会議は11月6日に開催予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第3章第21条 2023年度加盟団体代表者会議のリスケ管理ガイドライン 2024年度加盟団体代表者会議のリスケ管理ガイドライン
43	原則1.3地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する指導、助言及び支援を行うべきである	(2) 地方組織等の運営前に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 加盟団体による加盟団体をサポートしている。 加盟団体の代表者会議にて情報提供等を行うに法律顧問を行っている。 2021年11月20日の加盟団体代表者会議において、日本馬協会の「リスケ管理ガイドライン」及び「リスケ管理ガイドライン」について説明を行った。 2024年度、加盟団体の代表者会議は11月6日に開催予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本規程第3章第21条 2023年度加盟団体代表者会議のリスケ管理ガイドライン 2024年度加盟団体代表者会議のリスケ管理ガイドライン

スポーツ庁について

[ホーム](#)[お知らせ](#)[政策](#)[法令](#)[刊行物](#)

て

我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために

2018年6月15日
スポーツ

ースポーツ庁長官メッセージー

近時、様々な競技において、ドーピング、パワーハラスメント、暴力行為などの問題事案が相次いで発生している状況は極めてゆゆしき事態です。特に、故意に他のアスリートの生命・身体の安全を脅かすような行為は断じて許されるものではありません。こうした問題の背景・要因については、勝利至上主義、行き過ぎた上意下達や集団主義、科学的合理性の軽視といった、日本のスポーツ界の悪しき体質・旧弊があるという厳しい指摘がなされています。

スポーツは、個人の心身の健全な発達、健康・体力の保持等を目的とする活動であり、国際的な競技力の競争を通じて国民に誇り、夢と感動を与え、さらには、地域・経済の活性化、共生社会や健康長寿社会の実現、国際理解の促進など幅広く社会に貢献する営みです。また、学校体育は、心身の陶冶、人格形成に資する教育的な意義をもつものです。スポーツがこれらの意義・役割を果たしていく上では、スポーツに対する国民の皆様の積極的な理解と力強い支持が不可欠です。様々な問題事案は、スポーツの価値を損ね、その振興を図る前提を崩すものです。

日本で開催される2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピックは間近に迫っています。今こそ改めて、スポーツ界全体を挙げ、旧弊を取り除き、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めていかなければなりません。

こうした危機感に立ちつつ、スポーツに携わる関係各方面、とりわけ各競技団体や大学等の関係者に対し、次の点についての真摯な取組を強くお願いします。

1 アスリートや指導者に対する教育・研修の強化

あらゆる機会・場を通じて、アスリートや指導者に対し、暴力等の根絶を始め、守るべきルールや倫理に関する理解を深めさせ、フェアプレイによってスポーツの価値を高める責務を認識させること。その際、指導者については、「グッドコーチ」たる資質能力の向上を図ること。

2 アスリートの相談体制の充実、利活用の促進

各団体においては、アスリートからの相談窓口等の整備やスポーツ仲裁自動応諾条項の採択に努めるとともに、関係機関の相談窓口等を含め、所属するアスリートへの周知を図ること。また、当該窓口の運用に当たっては、プライバシーの保護に留意するとともに、相談者や正当な対応をした者等に不利益な取扱いが及ばないよう十分配慮すること。

3 問題事案に係る公正・迅速な調査と説明責任の履行

問題事案を把握した場合は、公正・迅速な事実関係の究明、再発防止策の立案・実行にあたることも、必要に応じて関係者への厳正な対応をとること。特に、重大な事案については、外部人材を交えた調査委員会の設置等により公正性を確保し、社会的な説明責任を果たすこと。

4 運動部活動の安全確保に向けた大学の取組の充実

大学にあっては、運動部活動（※）について、学生を規律する包括的な管理・教育権限の範囲内において、安全確保等に係る応分の責任があることを認識した上で、ガバナンスを発揮し、上記1～3を踏まえた適切な対応をとること。また、大学の実状に応じて、適切な組織体制を整備すること（例えば、運動部活動への関与の在り方の見直し、スポーツ・アドミニストレーター配置、スポーツ分野を統括する部局の設置等）。

※部活動は、学校の教育活動の一環として行われる課外活動として位置付けられる。

スポーツ庁においては、これらの取組を積極的に支援するため、大学スポーツに係る競技横断的統括組織の創設（準備委員会の発足は7月目途）、公正性を担保する調査の在り方の検討を始め、様々な施策を全力で推進していく決意です。

平成30年6月15日

スポーツ庁長官
鈴木 大地

スポーツ・インテグリティの確保に関するスポーツ庁の主な取組について

- ・グッドコーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラムの作成（平成27年度）、※公認スポーツ指導者養成講習への導入予定（平成31年度～）
- ・競技力向上事業助成金の配分に当たり、各競技団体のガバナンス・コンプライアンス体制などを評価する方針を策定（平成28年度～）
- ・大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）創設事業（平成29年度～）
- ・スポーツ団体の倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等に係る現況調査（平成29年度）
- ・スポーツ団体、アスリート、指導者等が注意すべき事項等を示したガイドラインの作成（平成29年度）
- ・スポーツ団体の組織運営に係る統一的な評価指標の開発、試行（平成29年度）
- ・アスリートへのコンプライアンス教育の強化、スポーツ団体に対するモニタリング体制の構築（平成30年度～）
- ・アスリートやサポートスタッフ等を対象としたドーピング防止教育、フェアプレイ精神の教育の実施（平成18年度～、随時内容見直し）
- ・ドーピングに関するインテリジェンス活動の促進（平成26年度～）

[ページの先頭に戻る](#)

お問合せ先

スポーツ庁

顧問契約書

顧問契約書

委任者 一般社団法人日本学生卓球連盟(以下、甲という。)と、受任者 税理士 宮本 翔(以下、乙という。)は、税務業務に関して下記のとおり契約を締結した。

第1条 委任業務の範囲

- 1 税務に関する委任の範囲は次の項目とする。
 - (1) 甲の法人税、事業税、住民税、及び消費税の税務代理並びに税務書類の作成業務
 - (2) 甲の税務調査の立会い
 - (3) 甲の税務相談
- 2 会計に関する委任の範囲は次の項目とする。
 - (1) 甲の会計処理に関する指導及び相談
 - (2) 会計ソフトへの入力業務、試算表及び決算書の作成
- 3 前記に掲げる項目以外の業務については別途協議する。

第2条 契約期間

2024年10月1日から2025年3月31日までとする。

なお、契約期間満了日の1ヶ月前までに双方より意思表示のない限り、その後1年毎の自動更新とする。

第3条 報酬の額

- 1 報酬は次のとおりとする。

- (1) 顧問報酬として月額 当面の間、当法人報酬規程に50%とする。
月額 17,500円(税別)
 - (2) 税務書類及び決算書類作成の報酬 当法人税理士報酬規定による。
 - (3) 会計業務報酬・・・当面は法人で入力するためなし
 - (4) 税務調査立会い報酬として1日当たり 60,000円
 - (5) 年末調整・法定調書作成・償却資産 当法人税理士報酬規定とする。
 - (6) その他業務については協議事項となります。
- 2 乙が第1条に定める業務に伴い資料の収集その他特別な事務に従事する場合には、甲は乙に日当、旅費及び宿泊料を別に支払う。
 - 3 前各項の報酬額には別途消費税が付加される。
 - 4 報酬の額は第2条に関わらず改訂することができる。
- (参考として、従業員5名未満で2000万未満の売上の場合の年間の報酬(概算)
17,500x12か月+決算料80,000+法定調書等85,000円 合計 375,000円)

第4条 支払時期及び支払方法

- 1 顧問報酬等の支払は、毎月28日に甲の指定口座から引き落とすものとする。

第5条 資料応答の提供及び責任

- 1 甲は委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下、資料等という。)を、その責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- 2 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は甲において負担する。
- 4 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に洩らし、または窃用してはならない。

第6条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙は甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは甲に説明し、承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙の説明を受け承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第7条 設備投資などの通知

消費税の納付及び還付を受けるについては、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲は建物新築、設備の購入など多額の設備投資を行うときは、事前に乙に通知する。甲が通知しないことによる不利益について乙はその責任を負わない。

第8条 その他

本契約に定めない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

本契約を証するに当たり、乙は甲に契約書内容を説明し、甲はこれを承諾したので、本契約書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自一通を保管する。

2024年9月1日

委任者(甲)

東京都渋谷区神南1丁目4番2号
一般社団法人日本学生卓球連盟
代表理事 中村 守孝 印

受任者(乙)

神奈川県横浜市港北区箕輪町2丁目11番11-3号
税理士 宮本 翔 印